

# A種優先株式の内容見直しの概要

2019年4月22日  
九州電力株式会社

- 2014年8月、当社は、原子力発電所の長期停止に伴う危機的な財務状況を受け、A種優先株式1千億円を(株)日本政策投資銀行への第三者割当により発行。
  
- 今回、当社は、4月22日の取締役会において、今次定時株主総会の特別決議を得ることを前提に、A種優先株式の内容見直しを決定。  
また、同日、新たな割当先となる(株)みずほ銀行、(株)日本政策投資銀行、(株)三菱UFJ銀行と投資契約を締結。
  
- A種優先株式の内容見直しにより、自己資本の安定性確保と配当負担の軽減を実現。

- 当社現状については、原子力発電所4基体制の実現や事業全般にわたる経営効率化の徹底により収支・財務の改善に一定の目途。4月1日から電気料金の値下げを実施。
- 一方、海外事業や再生可能エネルギー事業などの成長事業への積極展開にあたり、投資資金を安定的に調達できる財務的な信用力が必要な状況。

また、電気事業を取り巻く経営環境については、エリアや業界を越えた競争の激化、制度改革の進展等、依然として厳しく不確実な状況が続くと認識。

財務基盤の回復途上にある当社にとって、財務基盤の維持・強化は最重要課題の一つ。

そうした状況を踏まえ、優先株の取扱いについては、以下を目的に内容見直しを実施。

## ➤ 自己資本の安定性確保

- 割当先の取得請求権の発生時期は2024年6月29日以降に後ろ倒し

## ➤ 優先配当金の負担軽減

- 優先配当率を3.5%/年から2.1%/年に低減

## 2 見直し内容(主要条件の比較)

3

		現行A種優先株式
払込日(割当日)		2014年8月1日
発行価額/株式数		1,000億円/1,000株
割当先		(株)日本政策投資銀行 1,000億円 (1,000株)
普通株式転換権		なし
議決権		なし
優先 配当	配当率	3.5%
	累積条項	累積(配当金の未払時には不足額を翌年度累積)
	参加条項	非参加(優先配当金を超えて配当は行わない)
割当先からの 取得請求権		下記の条件を満たした場合、行使可能 i) 払込日から5年が経過した場合 ii) 発行体による契約上の違反があった場合 iii) 前年末決算及び第2四半期決算における純資産 の金額が優先株式の払込金額を下回った場合
当社による取得		払込日の翌日以降いつでも行使可能

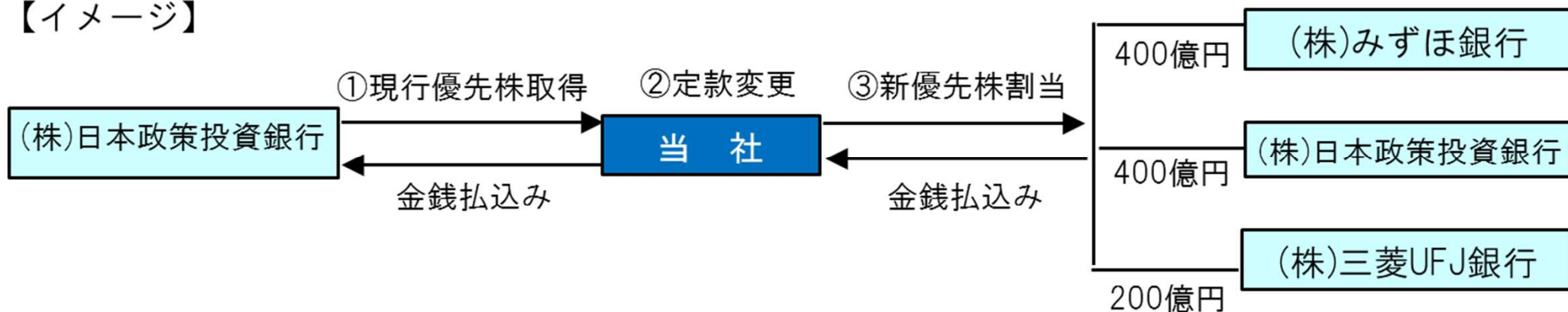


		定款変更後A種優先株式
		2019年6月28日
		同左
		(株)みずほ銀行 400億円 (400株) (株)日本政策投資銀行 400億円 (400株) (株)三菱UFJ銀行 200億円 (200株)
		同左
		同左
		2.1%
		同左
		同左
		同左
		同左

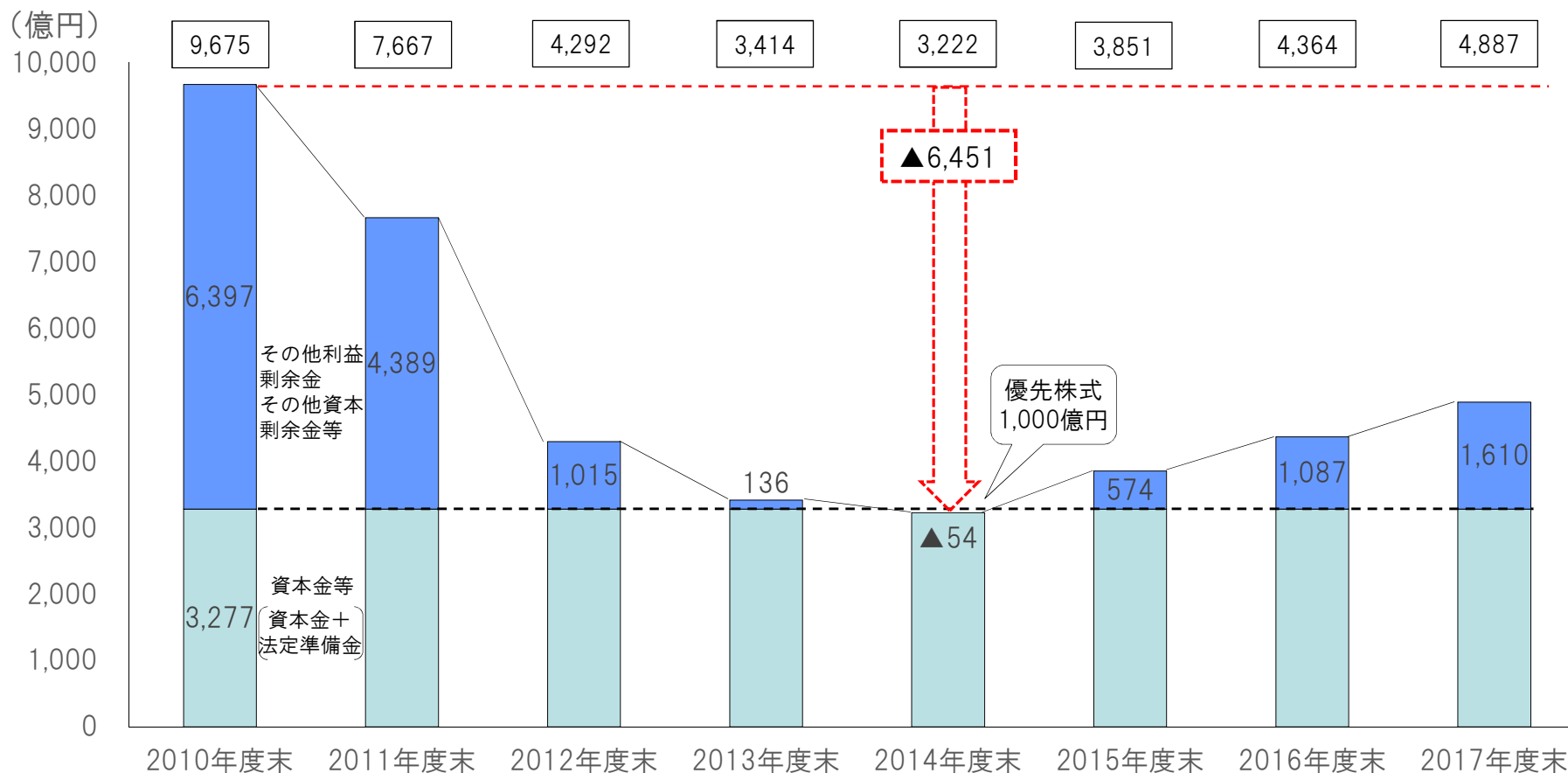
- 6月26日定時株主総会后、以下の手順で内容の見直しを実施。

- ・ 6/27 ① A種優先株式1千億円を(株)日本政策投資銀行から全額取得
- ・ 6/28 ② 定款変更により配当率等の条件変更
- ③ 定款変更後のA種優先株式1千億円を、(株)みずほ銀行、(株)日本政策投資銀行、(株)三菱UFJ銀行に第三者割当

#### 【イメージ】



<純資産の推移 (個別)>



自己資本比率 (個別) [%]	24.9	18.7	10.2	8.1	7.3	8.9	10.5	11.6
-----------------	------	------	------	-----	-----	-----	------	------

自己資本比率 (連結) [%]	25.4	19.7	11.9	10.5	9.0	10.1	12.0	13.4
-----------------	------	------	------	------	-----	------	------	------